

2024年4月改定

三鷹市 マンションアドバイザー制度 利用助成のご案内

東京都が実施する『マンション管理アドバイザー制度、マンション建て替え・改修アドバイザー制度』をご利用された三鷹市内の分譲マンションの『管理組合等』に対して派遣料の全額または一部を助成する制度です。



助成制度の問合せ・申請窓口
三鷹市役所本庁舎5階 52番窓口
都市再生部住宅政策課
〒181-8555
東京都三鷹市野崎1-1-1
電話 0422-29-9704
FAX 0422-48-0975
メール jutaku@city.mitaka.lg.jp

アドバイザー制度の問合せ・申込先
(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター
まちづくり推進課
〒160-8353
東京都新宿区西新宿7-7-30
小田急西新宿O-PLACE 2F
電話 03-5989-1453
FAX 03-5989-1548

～あなたのマンションに専門家が伺います～ マンションアドバイザーの ご案内



東京都では、専門家が管理組合等に、マンションの良好な維持管理や建替え・改修に向けた情報提供・アドバイスを行う「マンション管理アドバイザー制度」、「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を実施しています。

また、分譲マンションの耐震化を検討する管理組合等には、区市において専門家派遣の支援を実施しているほか、東京都においても相談窓口を設置しています。

マンションの管理や、建替え・改修、耐震化の検討に当たっては是非ご活用ください。

東京都

対象となる事業のパンフレット表紙

三鷹市マンション管理・改修等アドバイザー派遣助成事業について

1 制度の概要

東京都知事より実施機関として指定を受けた公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターが実施しているマンションアドバイザー制度を利用した三鷹市内の分譲マンションの管理組合等に対して、その派遣料（テキスト代、資料代、違約金、キャンセル料等は除く。）の全額又は一部を予算の範囲内で助成する制度です。

2 助成対象者

- (1) 三鷹市内に所在する分譲マンションの管理組合（以下「管理組合」という。）
- (2) 三鷹市内に所在する分譲マンションの管理組合の設立に向けて結成された区分所有者の団体（以下「管理組合設立準備団体」という。）

※ 区分所有者、賃貸マンションの所有者は助成の対象外になります。

3 助成対象事業

東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「センター」という。）が実施するマンションアドバイザー派遣制度（注）が助成の対象になります。

管理組合・・・・・・・・・・・・・・・・マンションアドバイザー派遣制度のすべての講座が助成の対象

管理組合設立準備団体・・・・「マンション管理アドバイザー制度」Aコースのみが助成の対象

注 「マンション管理アドバイザー制度」及び「マンション建替え・改修アドバイザー制度」があります。東京都防災・建築まちづくりセンターに登録しているマンション管理士または一級建築士等の専門家を分譲マンションの管理組合等に派遣し、マンション管理、大規模修繕、改修その他のアドバイスを実施するものです。詳しい業務内容は、パンフレット「マンションアドバイザーのご案内（編集・発行：東京都都市整備局住宅政策推進部マンション課）」をご覧ください。

4 助成金額

別表1及び2のとおり（4～6ページ参照）

※ 派遣業務以外の費用(テキスト代、資料代、違約金、キャンセル料等)は助成の対象外です。

5 助成回数

(1) 管理組合

各コースそれぞれ同一年度内に2講座までの助成を限度とします。ただし、「マンション建替え・改修アドバイザー制度」については、同一年度内に1講座を限度とします。

(2) 管理組合設立準備団体

「マンション管理アドバイザー制度」Aコースについて、同一年度内に2講座までの助成を限度とします。

6 申込方法

センターが実施するマンションアドバイザー派遣制度を受講した後、次の必要書類を三鷹市都市再生部住宅政策課（三鷹市役所本庁舎5階52番窓口）へお申し込みください。

なお、助成は予算の範囲内で行いますので、事前に電話などで確認のうえお申し込みください。

- (1) マンション管理・改修等アドバイザー制度助成金交付申請書（7ページ参照）
- (2) センターが発行するマンションアドバイザー制度の派遣書の写し
- (3) 費用の支払の事実・金額を確認することができるもの（領収書など）
- (4) マンションアドバイザー制度利用完了報告書（8ページ参照）
- (5) 改修等アドバイザー制度Bコース（オプションコースは除く。）においては、センターが作成した検討書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

7 交付、不交付の決定の通知

上記6のお申し込みがあり、その内容を審査のうえ、助成することを決定した場合はマンション管理・改修等アドバイザー制度助成金交付決定通知書を、助成しないことを決定した場合はマンション管理・改修等アドバイザー制度助成金不交付決定通知書を、申し込みがあった日から起算しておおむね14日以内に申請者に通知します。

8 助成金支払口座等の届け出

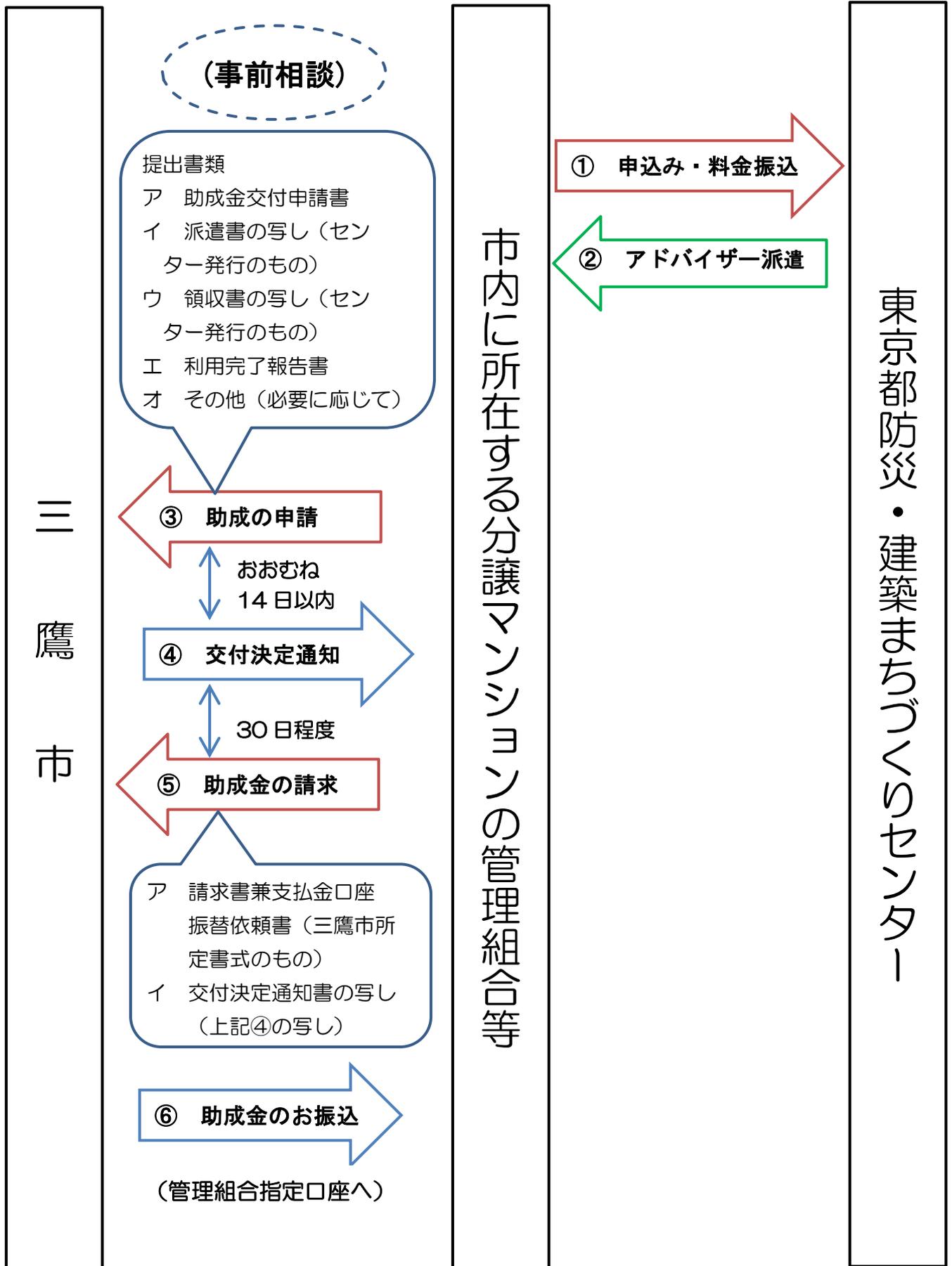
マンション管理・改修等アドバイザー制度助成金交付決定通知書（第3号様式）の通知を受けた場合、通知を受けた日後30日以内に次の書類を住宅政策課に提出してください。

- (1) 請求書兼支払金口座振替依頼書（三鷹市所定の書式のもの 9ページ参照）
- (2) 交付決定通知書（上記7の交付決定通知書のこと）の写し

9 助成金の支払い

速やかに、ご指定の口座に助成金をお支払いします。

■手続きの流れ



別表1

コース名		事業内容	市の助成額	センターの派遣料金	
マンション管理アドバイザー制度	Aコース 講座編	A-1	マンション管理ガイドラインの解説	16,500円	16,500円 (うち、消費税 1,500円)
		A-2	長期修繕計画作成ガイドライン活用の手引きの解説		
		A-3	管理委託の仕方		
		A-4	計画修繕工事の進め方		
		A-5	滞納管理費・修繕積立金督促の仕方		
		A-6	管理組合の設立の仕方		
マンション管理アドバイザー制度	Bコース 相談編	B-1	管理組合の設立、運営、管理規約等に関すること	25,300円	25,300円 (うち、消費税 2,300円)
		B-2	管理費、修繕積立金等の財務に関すること		
		B-3	管理委託契約の契約等に関すること		
		B-4	修繕計画の作成や修繕積立金等の設定に関すること		
		B-5①	修繕工事検討段階での相談に関すること (建物・設備等の劣化状況の調査・診断、修繕工事の検討組織、修繕工事の方式等)		
		B-5②	修繕工事準備段階での相談に関すること (修繕工事の内容、業者選定の仕方、合意形成等)		
	B-6	その他のマンションの維持管理に関すること			
B-7	電気自動車等用の充電設備設置や充電設備設置に伴う太陽光発電設備もしくは蓄電池設備の設置工事内容、料金の徴収方法等に関すること	25,300	25,300		

別表第2

コース名		事業内容	市の助成額	センターの派遣料金	
A コース 入門編	A-1	建替え入門 (マンションの建替え等の円滑化に関する法律、税制、公的支援等の説明)	16,500 円	16,500 円 (うち、消費税 1,500 円)	
	A-2	老朽度判定・建替えと修繕の費用対効果の説明 (マンションの建替えか修繕かの判断をするためのマニュアルの説明)			
	A-3	合意形成の進め方 (マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアルの説明)			
	A-4	改修によるマンション再生 (改修によるマンションの再生手法に関するマニュアルの説明)			
	A オプション	マンション敷地売却制度の説明 (A1~4 と合わせて利用) (マンション敷地売却制度の仕組みや公的な支援等の説明)	8,800 円	8,800 円 (うち、消費税 800 円)	
B-0		B-1,2,3 コースの申し込みに先立ち、都市計画、建築規制、接道状況を確認し、今後の検討の方向性を解説	16,860 円	25,300 円 (うち、消費税 2,300 円)	
B コース 検討書作成	B-1 建替え ・改修	①	<ul style="list-style-type: none"> 既存建物不適合のチェック 建替え計画案 総合設計制度建替え計画案又はマンション建替法許容率許可制度建替え計画案 改修計画案 	244,200 円	366,300 円 (うち、消費税 33,300 円)
		②	<ul style="list-style-type: none"> 既存建物不適合のチェック 建替え計画案 改修計画案 	201,660 円	302,500 円 (うち、消費税 27,500 円)
		③	<ul style="list-style-type: none"> 既存建物不適合のチェック 建替え計画案 総合設計制度建替え計画案又はマンション建替法容積率許可制度建替え計画案 改修計画案(現地調査の結果、共用部分) ※資料不足時 	274,260 円	411,400 円 (うち、消費税 37,400 円)
		④	<ul style="list-style-type: none"> 既存建物不適合のチェック 建替え計画案 改修計画案(現地調査の結果、共用部分) ※資料不足時 	231,730 円	347,600 円 (うち、消費税 31,600 円)
		⑤	<ul style="list-style-type: none"> 既存建物不適合のチェック 建替え計画案 周辺敷地を含めた共同化による建替え計画案 改修計画案(現地調査の結果、共用部分) 	362,260 円	543,400 円 (うち、消費税 49,400 円)
		⑥	<ul style="list-style-type: none"> 既存建物の不適合のチェック 建替え計画案 周辺敷地を含めた共同化による建替え計画案 改修計画案(現地調査の結果、共用部分) ※資料不足時 	392,330 円	588,500 円 (うち、消費税 53,500 円)
		⑥	<ul style="list-style-type: none"> 既存建物の不適合のチェック 建替え計画案 周辺敷地を含めた共同化による建替え計画案 改修計画案(現地調査の結果、共用部分) ※資料不足時 	392,330 円	588,500 円 (うち、消費税 53,500 円)

マンション建替え・改修アドバイザー制度	コース名		事業内容	市の助成額	センターの派遣料金
	Bコース 検討書作成	B-2 建替え	①	<ul style="list-style-type: none"> 既存建物不適合のチェック 建替え計画案 総合設計制度建替え計画案又はマンション建替え法容積率許可制度建替え計画案 	185,530 円
②			<ul style="list-style-type: none"> 既存建物不適合のチェック 建替え計画案 	143,000 円	214,500 円 (うち、消費税 19,500 円)
③			<ul style="list-style-type: none"> 既存建物不適合のチェック 建替え計画案 周辺敷地を含めた共同化による建替え計画案 	303,600 円	455,400 円 (うち、消費税 41,400 円)
B-3 改修		①	<ul style="list-style-type: none"> 改修計画案（現地調査の結果、共用部分） 	65,260 円	97,900 円 (うち、消費税 8,900 円)
		②	<ul style="list-style-type: none"> 改修計画案（現地調査の結果、共用部分）※資料不足時 	95,330 円	143,000 円 (うち、消費税 13,000 円)
B オプション		<p>検討書作成コースを利用後に、建て替え若しくは改修の検討をさらに進めるために、当該マンションの現況を把握しているアドバイザーに引き続きご相談できます。専門家と建て替え若しくは改修事業の契約をするまでの間に定額で相談ができるコースです。</p>		16,860 円	25,300 円 (うち、消費税 2,300 円)

※資料不足時とは、改修を含むコースにおいて、竣工図面、確認申請書副本、長期修繕計画書、修繕履歴書の資料が整わない場合を言う。

記入例

令和〇年〇月〇日

（あて先）三鷹市長

助成対象者は管理組合なので、管理組合の代表者を記入します。

（申請者）所在地 **三鷹市〇〇〇1-2-3-102**
 マンション名 **三鷹〇〇〇マンション**
 役職・氏名 **理事長 三鷹市郎**
 電話番号 **0422(45)1151**

マンション管理・改修等アドバイザー制度助成金交付申請書

標記の助成金の交付を受けたいので、必要書類を添え、下記のとおり申請します。

連絡担当者が理事長以外にいる場合は、
 連絡担当者の連絡先を記入します。
 三鷹市からの連絡はこちらにします。

マンション名 (住 所)	三鷹〇〇〇マンション (三鷹市〇〇〇1-2-3)		
※管理組合名称	三鷹〇〇〇マンション管理組合 (連絡担当者: 大沢三郎 090(123)4567)		
助成対象事業 (利用コース)	1 管理アドバイザー (A-1、A-2) 2 建替え・改修アドバイザー ()		
アドバイザー派遣日	A-1	A-2	令和△年△月△日、令和□年□月□日
助成申請金額	33,000 円		
マンションの 戸 数	戸数	45 戸 (分譲住宅 45 戸、賃貸	戸)
	店舗	0 戸	事務所 0 戸
マンションの竣工時期	昭和62年2月1日		添付資料も忘れずにご提出ください。
管理組合法人格の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	

別添資料（当該マンションアドバイザー派遣書の写し、派遣料の支払いが確認できる書類。検討書の写し（建替えアドバイザー制度Bコースのみ））

※ 任意の団体の名称は仮称でも可

記入例

令和〇年〇月〇日

（あて先）三鷹市長

助成対象者は管理組合なので、管理組合の代表者を記入します。

（申請者）所在地 三鷹市〇〇〇1-2-3-102
マンション名 三鷹〇〇〇マンション
役職・氏名 理事長 三鷹市郎
電話番号 0422(45)1151

マンションアドバイザー制度利用完了報告書

令和〇年〇月〇日付けで提出しました「マンション管理・改修等アドバイザー制度助成金交付申請書」（管理アドバイザー A-1、A-2）につきまして、下記の内容により利用しましたので届け出ます。

記

1 利用コース

管理アドバイザー A-1、A-2

2 アドバイザー派遣日

令和〇年△月△日(A-1)、令和〇年□月□日(A-2)

3 出席人数

出席者の内、管理組合員の人数

20人

4 成果

現状の課題、新たに得た知識、今後取り組みたいこと、などについて簡潔にご記入ください。

メモ



三 鷹 市